平成 24 年 3 月 15 日

各　　位

会 社 名　株式会社　アートネイチャー
代表者名　代表取締役会長兼社長　五十嵐　祥剛
（ＪＡＳＤＡＱ・コード７８２３）
問合せ先　執行役員経営企画部長　内 藤　　功
電話　03－3379－3228

株主代表訴訟に関するお知らせ

平成 19 年 11 月 2 日付「株主代表訴訟に関するお知らせ」にて公表いたしました、当社個人株主１名（以下「原告」といいます。）より、当社取締役４名（うち１名は退任取締役）に対して損害賠償を請求する株主代表訴訟（以下「本件代表訴訟」といいます。）につきまして、原告が請求した 22 億 5171 万 5618 円のうち 2 億 2000 万円につき当社に支払うことを命じる判決が言い渡されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．判決のあった裁判所及び年月日
東京地方裁判所民事第８部　　平成 24 年３月 15 日

２．訴訟の経緯
本件代表訴訟は、平成 15 年 11 月６日開催の臨時株主総会決議に基づいて、当社が保有する自己株式を当社代表取締役に売却した際の売却価額（以下、「本件自己株式売却価額」といいます。）、及び平成 16 年３月８日開催の臨時株主総会決議に基づいて行った第三者割当増資の割当価額（以下、「本件第三者割当価額」といいます。）が、いずれも著しく低廉であり、これにより当社に損害を与えたとして、原告が当社取締役４名に対し損害賠償を請求した株主代表訴訟であります。

３．判決の内容
判決の概要は以下の通りであります。
（１）被告らは、当社に対し、連帯して 2 億 2000 万円及び平成 19 年 10 月 26 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員をそれぞれ支払え。
（２）原告のその余の請求をいずれも棄却する。
（３）訴訟費用は、これを 10 分し、その 9 を原告の負担とし、その余を被告ら及び当社の負担とする。
本判決では、本件自己株式売却価額は著しく不公正なものでないとして原告の請求を棄却しましたが、本件第三者割当価額が著しく不公正な価額であったとして、原告の請求の一部を認めております。

４．今後の見通し
本判決については誠に遺憾であり、当社取締役３名及び退任取締役１名からは、本判決内容の詳細を精査の上、控訴に向けて弁護士と対応を協議中である、との報告を受けております。
今後、本訴訟に関して開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせします。

以　上